〔別紙７〕

江戸川区公契約条例の適用について

　江戸川区では、公契約条例の適用対象案件に従事する労働者の労働報酬下限額を設定するとともに、労働環境等の確認を行うなどの規定を整備しました。

　本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用され、受注者は、労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等の支払いや労働環境等を確認するための書面を区へ提出することなどが義務付けられます。

　なお、労働報酬下限額につきましては、契約を締結する年度の労働報酬下限額が適用されます。

　概要や詳細は、江戸川区ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【ホームページ掲載場所】
トップページ（事業者向け情報）　＞　しごと・産業　＞　入札・契約情報　＞　公契約条例関連情報　＞　江戸川区公契約条例における労働環境等の確保に係る実施手続について
https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeyaku/kokyotyotatukihonjorei/

（関連資料）
・公契約条例制度説明会資料（令和３年９月２４日）
・令和８年度江戸川区公契約条例労働環境等の確保に係る実施手続の手引き
・江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項（契約書または協定書の一部として綴られます）

（公契約条例に関する問い合わせ先）
総務部契約課契約係
TEL　03（5662）1005